

学校いじめ防止基本方針



伊勢原市立大田小学校

令和 8 年 4 月

伊勢原市立大田小学校いじめ防止基本方針

1. いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

いじめの禁止

本校児童は、いじめを行ってはけません。

学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者・地域の方、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

○児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

児童が自主的に行う、いじめ防止に資する活動の支援を行います。

○交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域の方、その他関係者との連携を深め、地域全体で児童を見守る体制づくりに努めます。

○いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。

○児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、児童と関わる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。

- ① 児童対象いじめアンケート調査及び個人面談 ……年3回(6月、11月、2月)
- ② 学校評価における児童用アンケート調査 ……年1回(12月)

児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。

- ① 個々面談の充実 1学期2回(4月、7月)2学期1回(12月)
- ② 個々面談のほか、教育相談を実施し、保護者と学級担任による面談の機会を設ける 年2回(9月、2月)ほか随時
- ③ スクールカウンセラーの活用
- ④ いじめ相談窓口の設置

※相談・通報等のあった事案については、校内で「学校いじめ防止委員会」を開催、全体での情報共有に努めます。

※いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決・解消に向けた取組み

- いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにやめさせます。
- いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無を確認します。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- いじめを受けた児童が安心して学習できるように、特別な方策を講じる場合、両者の保護者と緊密な連携を図り、適切な指導形態を考えます。
- いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる「報告者」としての意識を持つよう指導します。
- はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを「いじめの四層構造」を用いて理解させるよう指導します。
- いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。

- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、伊勢原市教育委員会及び伊勢原警察署等と連携して対処します。

※いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① 少なくとも行為が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を受けていないこと。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会や携帯電話教室等必要な啓発活動を行います。

3 「学校いじめ防止委員会」の設置

- いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止委員会」を設置し、毎学期に1回開催します。
- いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「学校いじめ防止委員会」の構成

管理職、教務主任、教育相談コーディネーター、児童指導主任、学年主任
養護教諭、SC、(依頼可能な第三者)

(2) 活動内容

- (ア) いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証
修正
- (イ) いじめに関する相談・通報への対応
- (ウ) いじめの判断と情報収集
- (エ) いじめ事案への対応検討・決定
- (オ) いじめ事案の報告

4 重大事態への対応

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、伊勢原市教育委員会に報告します。

伊勢原市教育委員会は学校からの報告を精査し、調査について、学校が調査

主体となるか教育委員会が調査主体となるかを判断します。

(1) 学校が調査主体となる場合

I. 学校が行う重大事態の調査は、学校に常設する「学校いじめ防止委員会」が主体となって実施します。

- ・ 名称は「大田小学校重大事態調査会」とします。
- ・ 調査組織の人選については、

(ア) 学校に常設する「学校いじめ防止委員会」から校長

(イ) 保護者代表として PTA 会長、副会長

(ウ) 第三者として民生児童委員、主任児童委員、青少年相談室補導員等

(エ) 児童生徒に寄り添う観点から市の SC、市の SSW 等

(オ) 事務として指導主事

(2) 教育委員会が調査主体となる場合

II. 伊勢原市教育委員会を通じて市長に報告し、伊勢原市教育委員会が設置する「伊勢原市いじめ問題専門調査会」により調査を実施します。

- ・ 名称は「伊勢原市いじめ問題専門調査会」となります。

※ 構成員については、伊勢原市教育委員会に一任し、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(3) 活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報の提供・説明
- ・ 伊勢原市教育委員会への調査結果報告
- ・ 調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を市長に提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・ いじめの早期発見のための取組みに関すること
- ・ いじめの再発を防止するための取組みに関すること